福県医発第 1792 号（地）
令和４年９月 28 日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会　長　蓮　澤　浩　明
（公 印 省 略）

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に標記に係る通知３件が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて情報提供がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、オミクロン株対応ワクチンを予防接種法上位置付けること等を通知するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に３回受けた 60 歳未満の者を同予防接種を受ける努力義務の対象とする。

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

〇新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和４年秋開始接種の実施方法として、以下の方法を規定する。

・スパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1）を、２回目（初回）、３回目（第一期追加）又は４回目（第二期追加）接種のうち、被接種者が最後に受けた接種の終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に 0.5mL 注射する方法

・コミナティ RTU 筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1）を、２、３又は４回目接種のうち、被接種者が最後に受けた接種の終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に 0.3mL 注射する方法

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和４年秋開始接種において使用するワクチンをスパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1））、コミナティ RTU 筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1）とし、その対象者をそれぞれ 18 歳以上の者及び 12 歳以上の者とすること。

日医発第1210号(健Ⅱ)
令和４年９月 20 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示)」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記に係る通知３件がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、オミクロン株対応ワクチンを予防接種法上位置づけること等を通知するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

記

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に３回受けた 60 歳未満の者を同予防接種を受ける努力義務の対象とする。

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和４年秋開始接種の実施方法として、以下の方法を規定する。

・スパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1）を、２回目（初回)、３回目（第一期追加）又は４回目（第二期追加）接種のうち、被接種者が最後に受けた接種の終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に 0.5mL 注射する方法

・コミナティ RTU 筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1）を、２、３又は４回目接種のうち、被接種者が最後に受けた接種の終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に 0.3mL 注射する方法

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示)」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和４年秋開始接種において使用するワクチンをスパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株 BA.1))、コミナティ RTU 筋注（２価:起源株／オミクロン株 BA.1）とし、その対象者をそれぞれ 18 歳以上の者及び 12 歳以上の者とすること。

健 発 0916 第 3 号
令 和 4 年 9 月 16 日

公益社団法人日本医師会長　殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び
予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 309 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 131 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

写

健 発 0916 第 1 号
令 和 4 年 9 月 16 日

各 都道府県知事 / 市 町 村 長 / 特 別 区 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 309 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一　改正の概要

○　予防接種法施行令附則第７項及び第８項（※）を削除し、60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に３回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第７項においては、現行規定上、以下の者を法第９条の適用対象から除外することとしている。

・　60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に３回受けたもの

第二　施行期日

令和４年９月 20 日

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年九月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

附　則

この政令は、令和四年九月二十日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

写

健発 0916 第 2 号
令和 4 年 9 月 16 日

各 都道府県知事 / 市町村長 / 特別区長 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 131 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一　改正の概要

○　令和４年秋開始接種の実施方法として、以下の方法を規定する。

・　コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS―CoV―2）（令和３年５月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 33 年法律第 145 号）第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法

・　コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS―CoV―2）（令和４年１月 21 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の承認を受けたもの（予防接種実施規則附則第７条第１項第４号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後５月以上の間隔をおいて１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法

○　令和４年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、予防接種実施規則附則第７条第１項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、同令附則第８条第１項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、同令附則第９条第１項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなすこととする。

○　令和４年秋開始接種の実施に伴い、予防接種証明書の様式について、所要の改正を行う。

第二　施行期日

令和４年９月 20 日

○厚生労働省令第百三十一号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

様式第三（附則第十八条の二関係）

新型コロナウイルス感染症　予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓（旧姓）（別姓）　名（別名）
[Surname(Former surname)(Alternative surname)　Given name(Alternative given name)]

生年月日　[Date of Birth](YYYY-MM-DD)

国籍・地域　[Nationality/Region]

旅券番号[Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health,Labour and Welfare,Government of Japan]　　接種国[Country of Vaccination]

証明書ID [Certificate Identifier]　　証明書発行年月日[Issue Date](YYYY-MM-DD)

証明書発行者[Certificate Issuance Authority]

備考　不要の文字は抹消して用いること

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例） **第六条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの 二～六　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五㎖リリットルとする方法 三　（略） 四　一・三㎖リリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令	**附　則** （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例） **第六条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第四号及び第五号並びに次条において同じ。）に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの 二～六　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五㎖リリットルとする方法 三　（略） 四　一・三㎖リリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令

和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

五　（略）

2　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種、附則第九条第一項に規定する第二期追加接種及び附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）

第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一～四　（略）

2　（略）

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種）

第九条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項及び附則第十条において「第二期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二　（略）

2　（略）

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種）

第十条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次

和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

五　（略）

2　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）

第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一～四　（略）

2　（略）

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種）

第九条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項において「第二期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二　（略）

2　（略）

（新設）

の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（附則第七条第一項第四号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

2　令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、附則第八条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年九月二十日から施行する。

（様式に係る経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

事　務　連　絡
令和４年９月 16 日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室
（公　印　省　略）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）の一部を改正し、令和4年920日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長（特別区長を含む。）に対して通知いたしました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0916第8号
令　和　4 年　9 月　 1 6　日

各　都道府県知事　殿

厚　生　労　働　大　臣
（　公　　印　　省　　略　）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知）について、その一部を改正し、令和4年9月 20 日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0916第7号
令　和　4年　9月　16　日

各（市町村長／特別区長）　殿

厚　生　労　働　大　臣
（公　印　省　略）

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和4年9月20日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、実施期間を令和5年3月31日までに延長すること。
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンをコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）及びコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（初回接種及び第一期追加接種において使用するワクチンとして掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。）とし、その対象者をそれぞれ18歳以上の者及び12歳以上の者とすること。
- その他所要の改正を行うこと。

（別紙）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号　厚生労働大臣通知）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月16日	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月16日
一部改正　厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月21日	一部改正　厚生労働省発健０５２１第２号 令和３年５月21日
一部改正　厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月31日	一部改正　厚生労働省発健０５３１第３号 令和３年５月31日
一部改正　厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日	一部改正　厚生労働省発健０８０２第２号 令和３年８月２日
一部改正　厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年11月16日	一部改正　厚生労働省発健１１１６第５号 令和３年11月16日
一部改正　厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年12月17日	一部改正　厚生労働省発健１２１７第１号 令和３年12月17日
一部改正　厚生労働省発健０２２１第５号 令和４年２月21日	一部改正　厚生労働省発健０２２１第５号 令和４年２月21日
一部改正　厚生労働省発健０３２５第４号 令和４年３月25日	一部改正　厚生労働省発健０３２５第４号 令和４年３月25日
一部改正　厚生労働省発健０５２５第１号 令和４年５月25日	一部改正　厚生労働省発健０５２５第１号 令和４年５月25日
一部改正　厚生労働省発健０７２２第10号 令和４年７月22日	一部改正　厚生労働省発健０７２２第10号 令和４年７月22日

〈改正後〉

一部改正　厚生労働省発健０９０６第５号
令和４年９月６日

一部改正　厚生労働省発健０９１６第７号
令和４年９月16日

各（市町村長／特別区長）殿

厚生労働大臣
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

１　対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する５歳以上の者。

２　期間
令和３年２月17日から令和５年３月31日まで

３　使用するワクチン
（１）初回接種
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―Ｃｏ	12歳以上の者

〈現　行〉

一部改正　厚生労働省発健０９０６第５号
令和４年９月６日

各（市町村長／特別区長）殿

厚生労働大臣
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

１　対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する５歳以上の者。

２　期間
令和３年２月17日から令和４年９月30日まで

３　使用するワクチン
（１）初回接種
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―Ｃｏ	12歳以上の者

〈改正後〉

Ｖ―２）（令和３年２月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和３年５月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 40 歳未満の者にあっては、接種の必要がある場合に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	１回目の接種時において５歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者

（２）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接

〈現　行〉

Ｖ―２）（令和３年２月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和３年５月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 40 歳未満の者にあっては、接種の必要がある場合に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	１回目の接種時において５歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者

（２）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種する

〈改正後〉

種又は令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	５歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者

（３）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が

〈現　行〉

こと。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	５歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者

（３）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が

〈改正後〉

	認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

（４）令和４年秋開始接種

令和４年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（（１）及び(２)に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者

〈現　行〉

	認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

（新設）

（改正後全文）

厚生労働省発健0216第1号
令　和　３年　２月　１６日
一部改正　厚生労働省発健0521第2号
令　和　３年　５月　２１　日
一部改正　厚生労働省発健0531第3号
令　和　３年　５月　３１　日
一部改正　厚生労働省発健0802第2号
令　和　３年　８月　２日
一部改正　厚生労働省発健1116第5号
令　和　３年　１１月　１６日
一部改正　厚生労働省発健1217第1号
令　和　３年　１２月　１７日
一部改正　厚生労働省発健0221第5号
令　和　４年　２月　２１　日
一部改正　厚生労働省発健0325第4号
令　和　４年　３月　２５　日
一部改正　厚生労働省発健0525第1号
令　和　４年　５月　２５　日
一部改正　厚生労働省発健0722第 10 号
令　和　４年　７月　２２　日
一部改正　厚生労働省発健0906第5号
令　和　４年　９月　６日
一部改正　厚生労働省発健0916 第7号
令　和　４年　９月　１６日

各（市町村長／特別区長）　殿

厚　生　労　働　大　臣
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

（改正後全文）

記

1　対象者

貴市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に居住する5歳以上の者。

2　期間

令和3年2月 17 日から令和5年3月 31 日まで

3　使用するワクチン

（1）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス（SARS―CoV―2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 40 歳未満の者にあっては、接種の必要がある場合に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS―CoV―2）ワクチン（令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたも	12 歳以上の者

のに限る。）	

（2）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	18 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS―CoV―2）ワクチン（令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者

（3）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を	18 歳以上の者（18 歳以上 60 歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の

受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）	重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

（4）令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）	18 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS―CoV―2）（令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。）	12 歳以上の者

以上